

### 3 消防水利等

消防水利の設置に関しては、次のとおり京都中部広域消防組合亀岡消防署（以下「亀岡消防署」）と協議しなければならない。

1. 開発条例第3条第1号に該当するものについては、下記の基準に基づき、必要な消防施設を設置しなければならない。
2. 開発条例第3条第2号及び第3号に該当するものについては、下記の基準に準じて消防施設の設置について協議を行わなければならない。

#### 1) 消防水利の設置

- (1) 消防水利は、消防法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設および同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいい、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に適合するものであること。
- (2) 開発区域の全域が市の管理する消防水利の有効範囲で包含することができない場合は、必要な消防水利を消防活動上有効な位置に設置すること。
- (3) 開発区域に必要な消防水利は、原則として、防火水槽及び消火栓とする。
- (4) 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1項に規定する市街地をいう。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2項に規定する準市街地をいう。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、(5)に掲げる数値以下となるように設けること。また、市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140m以下となるように設けること。
- (5) 消防水利の有効範囲は、次の基準によるものとする。
  - (ア) 近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、半径100m以内に消防水利施設を設置すること。
  - (イ) その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域は、半径120m以内に消防水利施設を設置すること。
  - (ウ) 幹線道路、鉄道、河川等で分断されている場合又は高速道路等の道路で有効なホース延長が困難な場合は、その消防水利は有効な消防水利として扱わないものとする。
- (6) 消防水利が2以上となる場合には、消火栓のみに偏することのないように設置すること。

#### 2) 消防水利の設置基準

- (1) 消防水利は、次により設置するものとする。

ただし協議の結果、特に必要でないと認めるときは、この限りでない。

  - (ア) 開発区域が3,000㎡以上は、防火水槽及び消火栓を設置すること。
  - (イ) 開発区域が3,000㎡未満であっても、周囲の状況や開発区域に建設される防火対象物の状況によって必要と認める場合は、防火水槽又は消火栓を設置すること。なお、開発区域の面積及び道路形態や開発区域に建設される防火対象物の状況により必要数を設置すること。

### 3) 防火水槽の用地

防火水槽の用地は、公園用地又は専用空地等とする。なお、公園用地に設置する場合は、公園施設管理者と事前に協議すること。

(1) 防火水槽専用空地等は、次の基準により確保すること。

(ア) 防火水槽躯体の周囲に1 m以上の管理幅を設け、周囲を高さ1.2 mのネットフェンス又はブロックで囲うとともに、専用空地全面を厚さ0.1 m以上のコンクリート打ちとし、雨水が排除できる構造とすること。

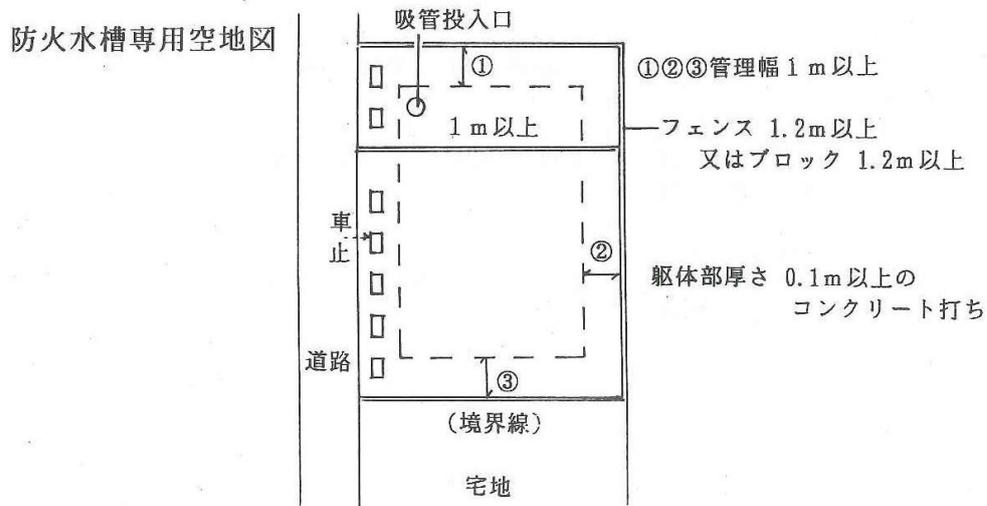
また、吸管投入口付近に駐停車される等の可能性がある場合については、車止め等を設けること。

(イ) 躯体上部を他の公共施設と共用する場合は、あらかじめ当該公共施設管理者と協議するとともに、次の事項を守ること。

① 吸管投入口付近は、他の公共施設として使用しないこと。

② 吸管投入口付近とそれ以外の部分は、ネットフェンス又はブロック（高さ1.2 m）で完全に区画すること。

図1



(2) 防火水槽を公園内に設ける場合は、次の構造とすること。

(ア) 吸管投入口の周囲は、原則図3のとおりコンクリート打ち（厚さ0.1m以上）とし、その他の躯体上部については、公園としての機能が図れる状態であること。

(イ) 公園境界線と防火水槽躯体との間は、1m以上の管理幅を確保すること。

(ウ) 吸管投入口は公園出入口と別とすること。

※公園の出入口の有効幅は、1.2m以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合は、0.9m以上とすることができる。よって防火水槽を公園敷地に設置する場合、公園の最小間口は1.2m（公園出入口）と2.6m（図3：吸管投入口）を加えた3.8mが必要となる。

(エ) 防災上支障のない範囲で、吸管投入口付近には、道路側の吸管投入口前面を除き、原則1.2mのフェンス等で囲うこと。

(オ) 防火水槽の頂部と地面との距離は、原則として1.0m以下としないこと。（土被り1.0m以上確保）

図2

公園内に設ける場合の防火水槽図

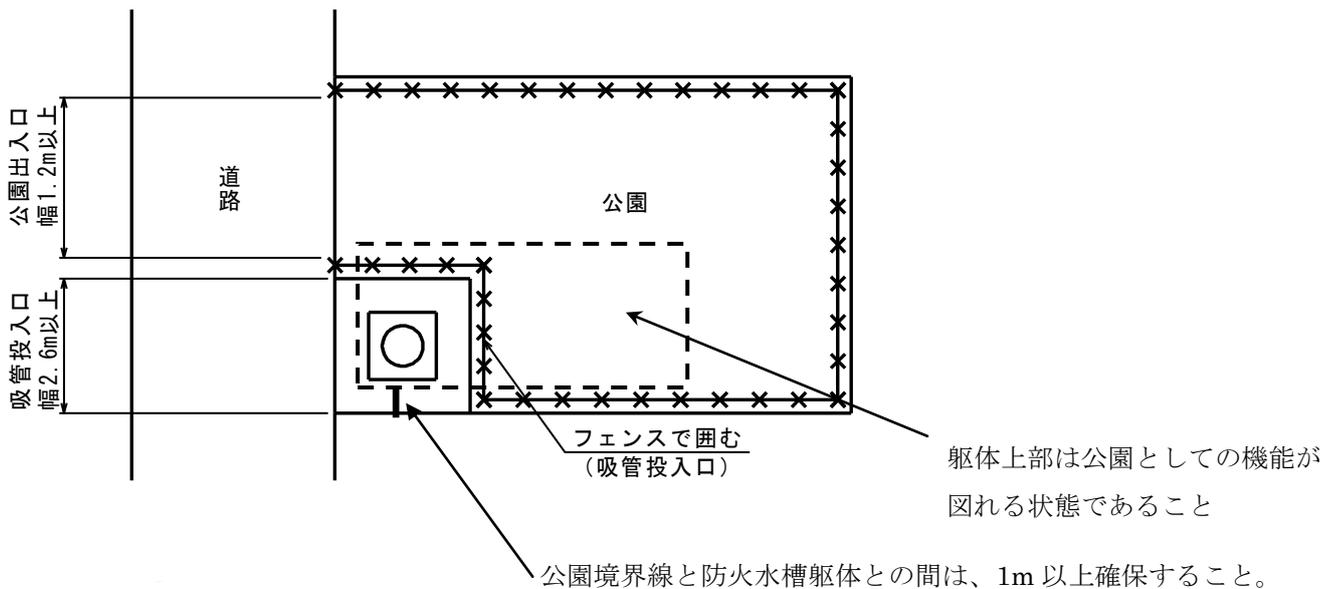
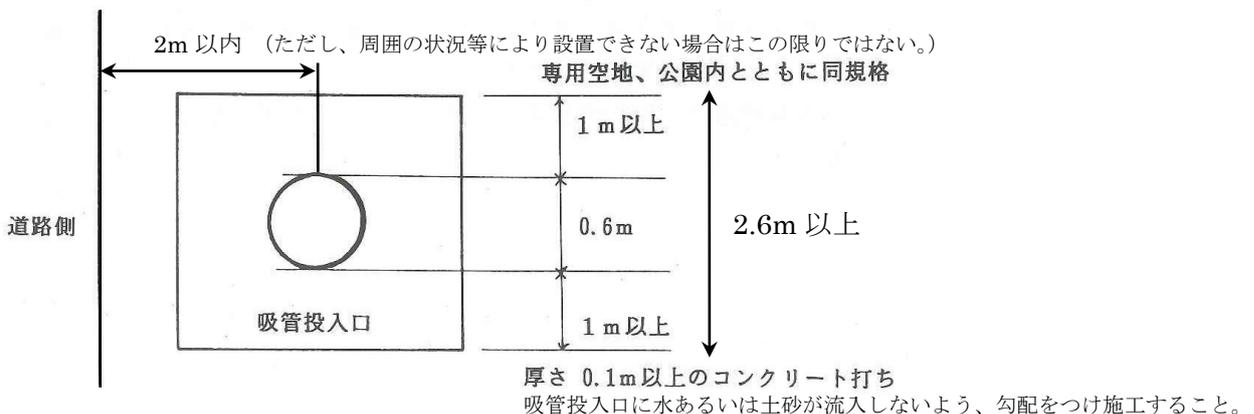


図3

吸管投入口付近図



#### 4) 防火水槽の規格

防火水槽は、原則として(財)日本消防設備安全センターの型式認定に合格した二次製品であること。  
ただし、前記製品を設置できない場合は、別途協議すること。

また、上記の規格のほか次のとおりとすること。

- (1) 貯水容量は40 m<sup>3</sup>以上とすること。
- (2) 原則として耐震性を有する構造とすること。
- (3) 漏水防止が完全であること。
- (4) 消防自動車部署位置の地盤は、平坦であること。
- (5) 吸管投入口の位置は、消防自動車が原則として2 m以内に容易に部署できる位置とすること。
- (6) 吸管投入口の周囲には、1 m以上の作業空間を保有すること。
- (7) 深さは地盤面から落差4.5 m以下であること。
- (8) 取水部分の水深は、0.5 m以上であること。
- (9) 吸管投入口は、一辺の長さ60 cm以上、又は直径60 cm以上とすること。
- (10) 蓋には、「防火水槽」の表示があり、エポキシ樹脂で黄色に塗色してあること。

#### 5) 消火栓の規格

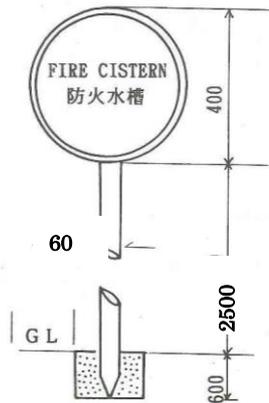
消火栓は地下式とし、水道事業者が認める規格等により設置すること。

また、上記の規格のほか次のとおりとすること。

- (1) 消火栓は、呼称65 mmの口径を有するもので、直径150 mm以上の管に取付けられていること。ただし、管網の一辺が180 m以下となるように配管されている場合は、直径75 mm以上とすることができる。
- (2) 消火栓放口と地盤面との間隔は、20 cm以内とする。
- (3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、取水可能水量が毎分1 m<sup>3</sup>以上、かつ、連続40分以上の給水能力を有すること。

#### 6) 水利標識及び明示

- (1) 消防水利を設置した箇所には、当該消防水利の中心から5 m以内の見やすい位置に、総務省消防庁の指定する水利標識を設置すること。
- (2) 水利標識は、樹脂塗装等の錆びにくいもので、原則として直径60 mmのポール式とし、下図のとおりとする。また、電柱又はカーブミラー等に設置する場合は、設置する施設等を管理する者の許可を得られた場合において認めるものとする。
- (3) 防火水槽及び消火栓の蓋の周辺部には、幅10 cm以内の容易に剥離しない黄色の焼付塗装等を行うこと。ただし、消防活動の障害となる物品等が置かれる可能性が無い場合は、省略することができる。



(注) 側溝付近に水利標識を設置する場合は、1 道路関係 7) 標識等の設置場所に準じて、施工すること。

### 7) 消防活動用空地

中高層建築物（高さ15m以上の建築物）又は、軒高10m以上の建築物を建築する場合は、はしご付き消防ポンプ自動車等の進入路及び消防活動用空地等を設けること。

また、居住者等の避難、救出及び消火のための施設の設置が必要と認める場合は、避難施設等を設置すること。

#### (1) 進入路

はしご付き消防ポンプ自動車等が、道路から消防活動用空地等に至る間の進入路（敷地内通路）はその有効幅員が4m以上であり、縦断勾配は原則として10%以下であること。

また、進入路の地盤及び構造は、はしご付き消防ポンプ自動車等の総重量25tの荷重に耐えられるとともに、走行の支障とならない構造であること。

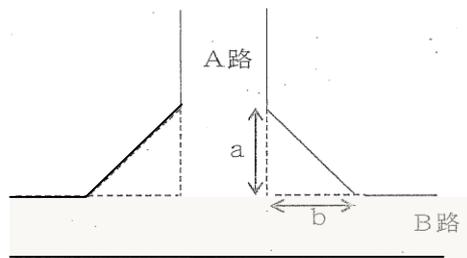
#### (2) すみ切り

道路と進入路が交わる角におけるすみ切り及び進入路が屈折する角におけるすみ切りは、原則として表1によること。 ※下記の基準は消防活動用空地等に至る間の進入路（敷地内通路）におけるすみ切りの基準となります。

表 1

A路 B路	4m	5m	6m	7m	8m	9m	10m	11m	12m	13m
4m	(a)-(b) 10-10	(a)-(b) 7-9	(a)-(b) 5-8	(a)-(b) 4-7	(a)-(b) 3-6	(a)-(b) 2-5	(a)-(b) 1.5-4	(a)-(b) 1-3	(a)-(b) 0.5-2	(a)-(b) 0.5-1
5m	9-7	6-6	4-5	3-4	2-3	1-2	0.5-1			
6m	8-5	5-4	3-3	2-2	1-1					
7m	7-4	4-3	2-2	1-1						
8m	6-3	3-2	1-1							
9m	5-2	2-1								
10m	4-1.5	1-0.5								
11m	3-1									
12m	2-0.5									
13m	1-0.5									

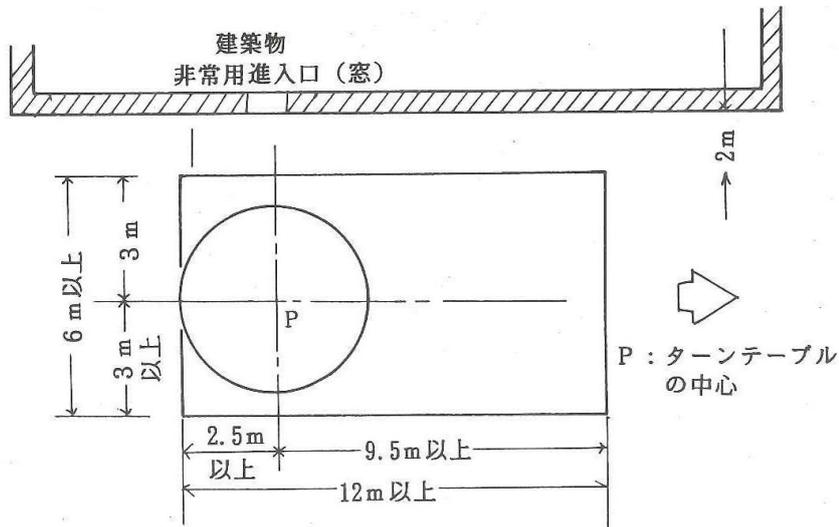
A路=進入路（敷地内通路）  
B路=道路



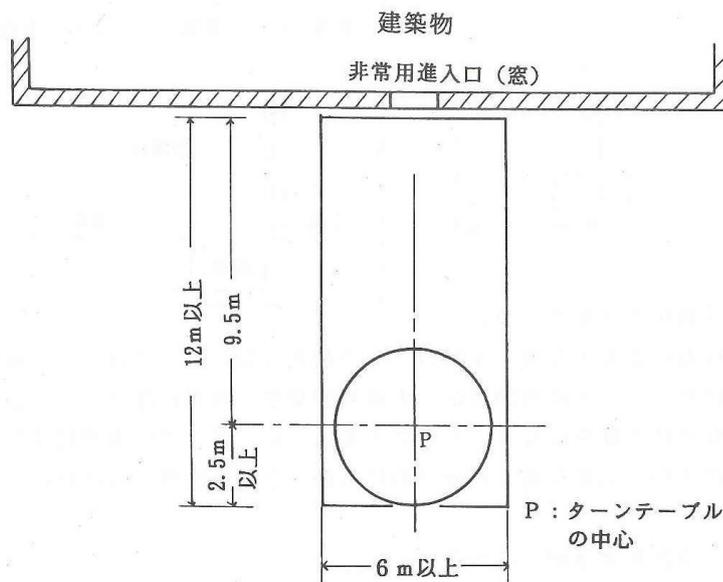
(注) 道路の交差角度が9.0度以外の場合は、上表の数値を増減することができる。

(3) 消防活動用空地

(ア) はしご付き消防ポンプ自動車等を建物外壁面に対し、平行に据え付ける空地の長辺が非常用進入口（バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端をいう。以下同じ）の水平投影線から2m離れた位置に、その長辺の一边が接するように下図のように設けること



(イ) はしご付き消防ポンプ自動車等（屈折はしご付き消防ポンプ自動車を除く）を前（ア）以外の方向に据え付ける場合は、据え付け空地の一边を非常用進入口のある外壁に接して、下図のように設けること。



(ウ) 消防活動用空地には、見やすい位置に標識を設置し、路面には表示を行うこと。

#### 8) 上下階操作型避難ハッチ

- (1) 開発区域内に消防活動用空地を設置することが困難な場合、上下階操作型避難ハッチを設置することで、代替として認めることができる。
- (2) 上下階操作型避難ハッチを設置する場合の基準は次のとおりとする。
  - (ア) 開口寸法は、700mm×700mm枠以上とすること。
  - (イ) 安全装置（チャイルドロック等）は、必ず取り付けること。
  - (ウ) 下蓋開放チェーンは、防犯等を考慮し、また、収納操作の支障にならないこと。
  - (エ) 下蓋開放チェーン付近に消防章シールの貼付により、容易に位置を確認できるものとする。
- (3) 設置階は3階以上とし、設置個数は、連続するバルコニーごとに1個以上とすること。
- (4) 設置箇所は、上階へ進入可能な位置とし、消防法施行令第25条第2項第1号の表の避難はしごとして兼用することができる箇所とすること。この場合において、位置等において十分協議すること。
- (5) 中高層建築物の最上階に向けはしご付き消防ポンプ自動車等を架ていし、最上階まで到達できない各階についても、適宜設置すること。

#### 9) その他の消防施設

防火対象物の状況等により、必要と認められる場合は設置すること。

#### 10) 検査等

消防水利等を設置する場合は、亀岡消防署に届け出るとともに、中間、漏水及び完成検査を受けること。

#### 11) 消防水利施設等の指定

市に帰属しない消防水利施設等を申請者の承認を得てこれを消防水利施設等に指定することができる。

#### 12) 維持管理

市に帰属しない消防水利施設等は、所有者等が常に使用可能な状態に維持管理するものとする。

#### 4 文化財

事業者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発行為等を行う場合は、市教育委員会と協議しなければならない。なお、発掘調査が必要な場合の発掘調査費については、原則として事業者の負担とする。また事業者は、開発行為等に伴い埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、市教育委員会へ届け出て、その指示を受けなければならない。